

独立行政法人国立病院機構埼玉病院における売店、食堂及び飲料等自動販売機の設置・運営者の公募の公示

平成30年9月末竣工予定である独立行政法人国立病院機構埼玉病院新館並びに本館における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための売店、食堂及び飲料等自動販売機の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募するので、希望者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（以下「見積書」という。）の提出をすること。

平成30年6月1日

独立行政法人国立病院機構埼玉病院

院長 原 彰 男

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構埼玉病院(以後、当院という。)における売店、食堂及び飲料等自動販売機の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は当院院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための売店、食堂及び自動販売機の運営の全般を実施すること。

(3) 貸付（運営）期間

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を締結するものであり、本契約期間は下記のとおりとする。

契約期間 平成30年7月9日(予定)から平成40年9月30日

ただし、売店、食堂、及び自動販売機における運営開始日は平成30年10月15日から運営開始とする予定である。

本貸付契約における貸付料が発生する日については、平成30年10月15日からの運営開始からとする。

また、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

契約更新のない定期建物賃貸借契約を締結予定。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規定によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ①法人等を設立して5年以上経過しており、売店、食堂運営について良好な運営実績が、3年以上あること。
- ②法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③不正及び不誠実な行動がないこと。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

- ①企画書の提出者の能力
同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
- ②担当予定スタッフの能力
スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
- ③売店、食堂の運営方針等
運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲
- ④運営者からの提案
企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性
- ⑤賃貸料見積の妥当性

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒351-0102 埼玉県和光市諏訪 2-1
独立行政法人国立病院機構埼玉病院
事務部管理課 大串
電話 048-462-1101

(2) 説明書の交付期間及び場所

①交付期間

平成 30 年 6 月 1 日（金）から平成 30 年 6 月 15 日（金）まで
（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日は除く。）

②交付場所

「(1)」に同じ

(3) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

平成 30 年 6 月 20 日（水） 12 時 00 分まで

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ（持参）

(4) 企画書のプレゼンテーション実施日時及び場所

①実施日時

平成 30 年 6 月 26 日（火） 10 時 00 分実施予定

②実施場所

当院地域医療研修センター大会議室

(5) 開札並びに落札者（第一交渉権者）への通知日時及び場所

平成 30 年 6 月 28 日（木） 13 時 30 分
当院管理棟 2 F 大会議室

開札は原則として公募型企画競争入札参加者又はその代理人又はその復代理人が出席して行うものとする。

従って公募型企画競争入札参加者又はその代理人又はその復代理人が立ち会わないときは、入札執行に関係のない当院職員を立ち会わせてこれを実施するので、開札日の前日までにその旨連絡すること。

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効
- (2) 契約書作成の要否・・・・・・・・要（定期建物賃貸借契約による）
- (3) 企画書のヒアリング・・・・・・・・必要に応じて実施
- (4) 関連情報を入手するための窓口・・・・・・・・上記「3.（1）」に同じ
- (5) 詳細は、説明書による